



No.	区域線
A	(都)大阪外環状線からの50mの後退線
B	(都)喜志甲田線の道路端
C	富田林市と太子町の境界線
D	柏原駒ヶ谷千早赤坂線の道路端
E	(都)南大伴大ヶ塚線の道路端

- : 東高野街道
- ■ ■ ■ : 街道(景観行政団体部分)
- ● ● ● : 街道(道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域(一般区域)は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域(道路の端から両側10mの幅の区間を合わせた区域)です。